

告 示

埼玉県告示第四百八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年四月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年四月七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人菜根

三 代表者の氏名

磯山 加代子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県熊谷市樋春千九百六十三番地二

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、高齢者・障害者等、毎日の食事作りが負担となつてい
る方々に対し、栄養バランスのとれた手作りのお弁当を届けると共に安否の確認
をすること等により、地域の方々が健やかに安心して暮らすことができる社会の
構築に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、児童・高齢者・障害者等、支えの必要な方々に対し、
地域社会のなかで健やかに安心して暮らすことができるよう、各種支援活動を行
うことを目的とする。